【規程番号　行法Ⅵ－007】

# 行吉学園非常勤講師給与等支給規程

（目　的）

**第１条**　この規程は、学校法人行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学に勤務する非常勤講師（無期雇用非常勤講師を含む。以下、同じ）に対し支給する給与等について定めるものとする。

（定　義）

**第２条**　この規程による給与等とは、給与及び交通費をいう。

（給与等）

**第３条**　非常勤講師に支給する給与は、別表第１により計算するものとする。

２　非常勤講師が勤務に要する交通費は、別表第２によるものとする。

３　特別契約に基づく非常勤講師の給与等については、本規程によらず、別に定めるものとする。

４　非常勤講師の担当予定の授業科目が、履修登録の結果、登録者がなく不開講となった場合は、委嘱を解く。但し、当該予定科目に係る給与２ヵ月相当分を支給する。

５　第１項に規定する給与は昇給しないものとする。

６　非常勤講師には賞与および退職金を支給しない。

（支給日）

**第４条**　給与等の支給日は、専任教職員に準ずる。

（支給方法）

**第５条**　給与等は、原則として受給者の取引銀行に振込むものとする。但し、特別の事情がある場合に限り、直接支給することができる。

（改　廃）

**第６条**　この規程の改廃は、理事会において決定する。

**附　則**

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成元年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 3年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 16年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。

別表第 1

**非常勤講師給与支給基準**

（単価：月額／円）

| 区　分 | | 基　本　給<br>（週 1日出講につき） | 週 1コマ当り |
|---|---|---|---|
| (1) | 一 般 | 15，000 | 18，000 |
| (2) | 器 楽 | 15，000 | 10，000 |

理事長において特別の事情があると認めた場合、基本給は 10万円を限度として加給することがある。

別表第 2

**非常勤講師交通費支給基準**

| | |
|---|---|
| 一般基準 | 合理的な方法により出講に要した交通実費 |
| 特　　例 | 一般基準により難い事情のある場合は、その都度理事長が決定する。 |